

富田林市工事関連業務委託成績評価点活用基準

（趣旨）

第1条 この基準は、工事関連業務委託成績評価表（以下「評価表」という）の評価点の取り扱いについて、必要な事項を定め、係る業務委託の品質の確保を図り、併せて公共事業を請負にふさわしい健全で適正な業者の育成を目的とする。

（対象工事関連業務委託等）

第2条 対象工事関連業務委託（以下「業務」という）は、契約検査課で発注した全ての業務を対象とする。ただし、次に該当する業務を除くものとする。

（1）緊急業務及び年間単価契約に基づく業務。

（2）契約金額が50万円未満の業務。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当するときは、評価の対象とすることができる。

（1）故意又は重大な過失により著しく粗雑であった業務。

（2）工事関連業務委託主管課長が特に評価の必要があると認めた業務。

（評価者）

第3条 業務成績の評価者は、検査職員並びに一般監督職員、主任監督職員、総括監督職員とする。

（評価の方法）

第4条 評価は業務ごとに独立して行うものとする。

2 評価は評価者が確認した事項を各評価内容についての運用表に基づき、厳正かつ的確に行うものとする。

3 評価者が複数の場合は、それらの者が協議のうえ、評価を行うものとする。

4 評価は富田林市建設工事等検査要綱（平成26年要綱第93号）にて行うものとする。

（評価の時期）

第5条 一般監督職員、主任監督職員、総括監督職員は対象業務が完成した段階で評価を行い、検査員は竣工（完了）検査時に評価するものとする。

（評価点の通知方法と公表）

第6条 検査復命後速やかに、工事関連業務委託成績評価点の通知について（様式4）を契約検査課よりFAXにて請負業者に通知する。

2 前項の規定により通知した場合は、通知日から起算して7日以降に契約検査課において閲覧により公表を行うものとする。

(説明請求対応)

第7条 前条第一項に規定する通知を受けた者は、その通知内容について説明請求を行う場合は、評価点の通知を受けた日から起算して7日以内に、工事関連業務委託成績評価点結果に関する説明請求書(別紙1)により、説明請求を行うことができる。

説明請求があった場合は、その請求書を受理した日から起算して14日以内に工事関連業務成績評価点結果に関する説明請求書に対する回答書(別紙2)により契約検査課よりFAXにて回答するものとする。なお、回答書は、審議会(別表)にて作成するものとする。又、審議会に諮ったにもかかわらず再度回答を求められた場合は、富田林市工事請負業務委託等業者選定委員会に諮り、回答するものとする。

なお、再々説明請求はできないものとする。

(評価点措置方法)

第8条 受注業務において、1ケ年度の評価点の平均点を算出し、次年度に以下のとおり、措置するものとする。

1 平均点が60点未満の者は、富田林市入札等参加停止要綱(令和2年要綱第7号)別表(14.「建設工事等成績不良」)の措置要件に該当し、当該有資格業者に対する措置要否について、別に定める富田林市工事請負業務委託等業者選定委員会の審査に付し、同表に掲げる期間の範囲以内で参加の停止(指名した後においては、指名の取消し)を行うものとする。

(低入札調査基準価格案件における評価の審議方法)

第9条 受注時において、低入札調査基準価格未満の金額で契約したすべての案件について、以下のとおり評価審議等を行うものとする。

1 第5条記載の評価完了後、審議会(別表)を7日以内に開催し、業務が適正に履行されているか審議を行うものとする。

2 審議完了後、検査員は検査復命を行い、速やかに所定の検査報告を行う。

3 検査報告完了後、第6条記載の手続きを速やかに行う。

(附則)

本基準中、下水道担当課で発注されたものは、下水道課と読みかえる。又、適用する要綱等についても同様とする。

本基準は、平成22年1月1日より施行する。

なお、第8条については、平成22年4月1日以降に業務成績評価をしたものに適用する。

(附則)

本基準は、令和2年4月1日より施行する。

(附則)

本基準は、令和３年４月１日より施行する。

(附則)

本基準は、令和７年４月１日より施行する。

(別表)

審議会の構成

会長	副会長	
産業部長	総務部長 契約担当課長 (調整担当)	契約担当課 参事 契約担当課 課長代理 契約担当課 主幹 契約担当課 契約検査係長 契約担当課 主査 契約担当課 検査担当員 (発注担当課または依頼課) 総括監督職員 主任監督職員 一般監督職員

説明請求を受理した日から5日以内に審議会を開催し、14日以内に工事関連業務委託成績評価点結果に関する説明請求書に対する回答書（別紙2）により契約検査課よりFAXにて回答するものとする。

ただし、審議会において説明請求等の件数の多数等により、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれのある場合は、回答期限を相当の期間延長することができる。

なお、審議会に諮ったにもかかわらず再度回答を求められた場合は、富田林市工事請負業務委託等業者選定委員会に諮り、回答するものとする。

(別紙1)

年 月 日

富田林市長 様

受注者名

工事関連業務委託成績評価点結果に関する説明請求書

年 月 日付け「工事関連業務成績評価点」の結果について、下記により説明を求めます。

記

- 1 契約番号
- 2 業務名
- 3 説明請求の理由

〔 担 当 者 :
電話番号 : 〕

以上

(別紙2)

年 月 日

受注者名

様

富田林市長

工事関連業務委託成績評価点結果に関する説明請求書に対する回答書

年 月 日付け「工事関連業務成績評価点」の結果に関する説明請求について、
下記により回答します。

記

- 1 契約番号
- 2 業務委託名
- 3 説明請求に対する回答

以上

(様式4)
年 月 日

様

富田林市長
<公印省略>

工事関連業務委託成績評価点の通知について

竣工検査の結果は、下記のとおりです。

記

業 務 委 託 名	
業 種	
点 数	点
備 考	

以上